

第4号議案

定款の変更（案）の承認について

定款の変更（案）について承認を求める。

令和5年6月20日

一般社団法人長野県農業会議

会長 望月 雄内

定款の変更（案）の承認について

- 1 定款変更の理由
国が定める押印見直しに関するガイドライン並びに一般社団法人法及び一般財団法人法で定める基準に即し、総会・理事会・常設審議委員会の議事録の押印に関する所要事項について改正する。
- 2 定款変更の施行日
令和5年6月20日

3 定款変更の条文案（一般社団法人長野県農業会議定款新旧対照表）

変更案	現行
<p>一般社団法人 長野県農業会議 定款</p> <p>平成28年1月19日制定 平成29年3月24日改正 平成30年3月26日改正 平成30年6月20日改正 平成31年3月26日改正 令和元年 6月17日改正 <u>令和5年 6月20日改正</u></p> <p>(第1条～第12条) (略)</p> <p>(第3章 総会)</p> <p>(構成)</p> <p>第13条 総会は、普通会員をもって構成する。</p> <p>(第14条～第22条) (略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議事録には、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席普通会員の中から、その総会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印する。</p> <p>一 日時及び場所</p> <p>二 普通会員の現在数、出席普通会員数及び出席普通会員の氏名（書面表決者及び表決委任者、電磁的方法による表決者の場合にあつては、その旨を付記すること。）</p> <p>三 議案</p> <p>四 議事の経過の要領及びその結果</p> <p>五 出席した役員及び議長の氏名</p> <p>六 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>(第24条～第32条) (略)</p> <p>(第5章 理事会)</p> <p>(構成)</p> <p>第33条 農業会議に理事会を置く。</p>	<p>一般社団法人 長野県農業会議 定款</p> <p>平成28年1月19日制定 平成29年3月24日改正 平成30年3月26日改正 平成30年6月20日改正 平成31年3月26日改正 令和元年 6月17日改正</p> <p>(第1条～第12条) (略)</p> <p>(第3章 総会)</p> <p>(構成)</p> <p>第13条 総会は、普通会員をもって構成する。</p> <p>(第14条～第22条) (略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議事録には、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席普通会員の中から、その総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。</p> <p>一 日時及び場所</p> <p>二 普通会員の現在数、出席普通会員数及び出席普通会員の氏名（書面表決者及び表決委任者、電磁的方法による表決者の場合にあつては、その旨を付記すること。）</p> <p>三 議案</p> <p>四 議事の経過の要領及びその結果</p> <p>五 出席した役員及び議長の氏名</p> <p>六 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>(第24条～第32条) (略)</p> <p>(第5章 理事会)</p> <p>(構成)</p> <p>第33条 農業会議に理事会を置く。</p>

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(第34条～第40条) (略)

(議事録)

第41条 理事会の議事について、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、少なくとも次の事項を記載し、会長及び出席した監事が署名又は記名押印する。

- 一 日時及び場所
- 二 理事の現在数
- 三 出席した理事及び議長の氏名
- 四 議案
- 五 議事の経過の要領及びその結果

(第6章 常設審議委員会)

(設置)

第42条 農業会議に、常設審議委員会を置く。

(第43条～第46条) (略)

(議事録)

第47条 常設審議委員会の議事について、議事録を作成する。

2 議事録には、少なくとも次の事項を記載し、議長及び常設審議委員会に出席した常設審議委員の中から、その常設審議委員会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印する。

- 一 日時及び場所
- 二 常設審議委員の現在数
- 三 出席した常設審議委員及び議長の氏名
- 四 議案
- 五 議事の経過の要領及びその結果

(第48条～第64条) (略)

附 則

1. この定款は、平成28年4月1日から施行する。
2. この定款の変更は、平成29年5月1日から施行する。
3. この定款の変更は、平成30年3月26日から施行する。
4. この定款の変更は、平成30年6月20日から施行する。
5. この定款の変更は、平成31年3月31日から施行する。
6. この定款の変更は、令和元年10月1日から施行する。
7. この定款の変更は、令和5年6月20日から施行する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(第34条～第40条) (略)

(議事録)

第41条 理事会の議事について、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、少なくとも次の事項を記載し、会長及び出席した監事が記名押印する。

- 一 日時及び場所
- 二 理事の現在数
- 三 出席した理事及び議長の氏名
- 四 議案
- 五 議事の経過の要領及びその結果

(第6章 常設審議委員会)

(設置)

第42条 農業会議に、常設審議委員会を置く。

(第43条～第46条) (略)

(議事録)

第47条 常設審議委員会の議事について、議事録を作成する。

2 議事録には、少なくとも次の事項を記載し、議長及び常設審議委員会に出席した常設審議委員の中から、その常設審議委員会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

- 一 日時及び場所
- 二 常設審議委員の現在数
- 三 出席した常設審議委員及び議長の氏名
- 四 議案
- 五 議事の経過の要領及びその結果

(第48条～第64条) (略)

附 則

1. この定款は、平成28年4月1日から施行する。
2. この定款の変更は、平成29年5月1日から施行する。
3. この定款の変更は、平成30年3月26日から施行する。
4. この定款の変更は、平成30年6月20日から施行する。
5. この定款の変更は、平成31年3月31日から施行する。
6. この定款の変更は、令和元年10月1日から施行する。